

令和5年度

ご遺族のための おくやみハンドブック

このたびのご親族様のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな申請や届出などの手続きが生じます。

日田市では、ご遺族の方が行うこれらの手続きがなるべくスムーズに終わりますように、このハンドブックを作成いたしました。

ご不明な点などがありましたら、ご遠慮なくお尋ねください。

手続きについてご案内いたします。

ご予約ください。

予約先：市役所1階 3日以内窓口（☎0973-22-8233）

（予約受付時間は、平日、午前8時30分～午後5時です）

ご予約いただいた方を優先してご案内いたします。

ご予約がない場合は、お待ちいただく場合があります。

各種手続きは、各振興局でもできます。（予約不要）

なお、このハンドブックは、手続きを行う担当課窓口をご案内するものです。

【案内窓口】

日田市役所 1階 3日以内窓口

電話 0973-22-8233

ファックス 0973-26-3171

目 次

■ 手続き時にお持ちいただくもの	
・ご遺族のもの	．．．．． 1
・亡くなった方のもの	．．．．． 2
■ 市役所内の手続	
・世帯主	．．．．． 3
・健康保険、未支給年金請求等	．．．．． 3
・福祉関係	．．．．． 4
・介護関係	．．．．． 4
・児童手当、こども医療費等	．．．．． 5
・税金関係	．．．．． 6
・農業、林業	．．．．． 6
・市営住宅	．．．．． 7
・上下水道、し尿、浄化槽	．．．．． 7
・教育委員会	．．．．． 7
・その他	．．．．． 8
■ 市役所以外の手続	．．．．． 9

手続き時にお持ちいただくもの

手続きにお越しの際は、下記のうち該当するものをお持ちください。

なお、「相続人代表」とは法定相続人のうち各種手続きの通知先となる方のことです。ただし、所有権や相続割合等を決めるものではありません。

●ご遺族のもの

□手続きに来られた方（相続人代表の本人確認書類）

- ・写真付きのもの

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳 など

- ・写真付きではない場合は下から2点

被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など

□会葬礼状

□預貯金通帳（相続人代表、喪主、未支給年金請求者）

□未支給年金を請求される方のマイナンバーのわかるもの

※未支給年金とは、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金のこと。

※未支給年金を請求できるご遺族と優先順位は以下のとおりです。

亡くなった方と生計を共にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族

□新たな引落口座の預貯金通帳と銀行印

※亡くなった方名義の預貯金通帳から市税等を口座引き落としされていて、新たに引落口座を設定する場合には、新たな引落口座の預貯金通帳と通帳印が必要です。

□認印

●亡くなった方のもの

「亡くなった方のもの」が見つからない場合や紛失した場合は、ご相談ください。

- 国民年金証書または年金手帳
- 国民健康保険被保険者証または後期高齢者被保険者証

※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 子ども医療費受給者証、重度心身障がい者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証
- 印鑑登録証

※亡くなられた方のマイナンバーカードは今後、相続手続き等で必要な場合がありますので、しばらく保管してください。

※年金の手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となる場合があります。

《ご注意ください》

日田市に本籍があり、その戸籍に死亡が記載されるためには、

- ・日田市役所で死亡手続きをされた方は2開庁日、
- ・市外で死亡手続きをされた方は7～14開庁日

程度かかります。

